

## 国民健康保険税の特別徴収 (年金天引き)が始まります

税務課 内線222

国民健康保険税の徴収方法は、受給している年金の額等により、年金から天引きされる特別徴収と納付書で納める普通徴収の二通りに分かれます。特別徴収の方は、年金受給月ごと(4・6・8・10・12・2月の年6回)の納付(天引き)となります。

### 特別徴収(年金天引き)の対象者(以下全てにあてはまる方)

- ・世帯主が65歳以上75歳未満の方で国民健康保険に加入していること
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- ・世帯主の国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること

**普通徴収の対象者**

特別徴収以外の方は、町から国民健康保険税納付通知書が送られてきますので、これまでどおり、納付書や口座振替等の方法で納め

ていただくこととなります。

## 国民健康保険からのお知らせ

町民課 内線215

### 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される方へ

老人保健制度で医療を受けていた方は、平成20年4月1日から「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。これにより、現在交付している国民健康保険被保険者証の有効期限は平成20年3月31日までとなっております。有効期限以降は老人保健医療受給者証とも使用できなくなります。

4月1日より使用する新たな「後期高齢者医療被保険者証」については、3月中に郵送にて送付されていますので、ご確認いただくようお知らせします。

また、平成20年7月31日までに満75歳になられる方の有効期限は、誕生日前日となっております。誕生日以降は郵送されてくる「後期高齢者医療被保険者証」をご使用ください。

**退職者医療制度の対象年齢引き下げについて**

平成20年4月1日から制度改正により対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わり、対象者の方へは一般被保険者証を交付します。現在、退職者医療制度に該当されている65歳以上の方およびその被扶養者の方の有効期限は、平成20年3月31日となっておりますので、新たな被保険者証を3月末までに郵送にて交付します。

また、平成20年7月31日までに満65歳になられる方の有効期限は、誕生日末日(誕生日が月の初日の場合は前月末日)となっております。対象者の方へは各有効期限までに新たな被保険者証を郵送します。

## 教育相談の実施について

生涯教育課 内線415

鬼北町教育委員会では、平成20年4月から次のとおり電話や面談で教育相談を実施します。相談員が常時待機していますので、教育に関することなら何でもお気軽にご相談ください。

**実施日** 毎月第2土曜日

**時間** 午前9時〜午後5時

**電話相談** ☎20・6010

**面接相談** 鬼北町中央公民館(役場隣)2階会議室までお越しください。

**対象者** 児童生徒およびその保護者

**相談員** こども相談室連絡会員

## 診療日の変更について

小倉診療所 TEL47・0202

小倉診療所の診療体制を4月3日から次のとおり変更します。

従来の金曜日午前診療は休止しますが、ご質問や緊急の診察依頼など、電話などで連絡があれば、月曜日・木曜日以外でもできる範囲で対応します。

小倉診療所診療体制

診療日	変更前	変更後
月曜日	13:30~17:00	13:30~17:00 (受付13:15~16:45)
木曜日	13:30~17:00	13:30~17:00 (受付13:15~16:45)
金曜日	8:30~12:00	休診